

端末設備等規則等の一部改正等に関する意見募集の結果

(審議会への必要的諮問事項以外に係るもの)

意見募集期間: 令和6年5月21日(火)から令和6年6月19日(水)まで

提出された御意見の件数: 4件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者
1	テュフ ラインランド ジャパン株式会社
2	株式会社 NTTドコモ
3	メディアテックジャパン株式会社
—	個人(1件)

端末設備等規則等の一部改正案に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方

意見 No.	意見対象箇所	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
平成 16 年総務省告示第 99 号の一部を改正する告示案に対する意見				
1	告示案 (令和 7 年施行、 全体)	<p>「デジタル化の進展に対応した事故報告制度・電気通信設備等に係る技術的条件」に関する情報通信審議会からの一部答申では、端末設備の絶縁抵抗等の見直しに関し、整合をとる国際基準の要求事項として直流 500V で絶縁抵抗を測定するとの部分を引用しております。端末設備等規則第六条の絶縁抵抗等の試験方法において、別紙 4 にて略とされている別表第一号 二の 3 の(二)の測定電圧も国際標準との整合を取ることから測定電圧は直流 500V とすることが適当ではないでしょうか。また平成 16 年総務省告示第 99 号別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法、別表第八号 無線設備規則第 49 条の 23 第2号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末の試験方法においても同様かと存じます。</p> <p>【テュフ ラインランド ジャパン株式会社】</p>	御意見を踏まえ、御指摘の箇所を一部答申に合致するよう修正いたします。	有
2	告示案	端末設備等規則及び端末機器の技術基準適合認	御意見を踏まえ、御指摘の箇所を端末設備等規則	有

	<p>(令和7年施行、別表第1号の改正)</p>	<p>定等に関する規則の一部を改正する省令案(以下別紙2)での変更に伴い現行の平成16年総務省告示第99号(端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件)別表第一号 有線電気通信端末機器の測定方法における二の3の(四)も変更が必要と考えます。平成16年総務省告示第99号(端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件)の一部を改正する告示案において該当箇所は略とされておりますが、別紙2の変更に合わせて変更が必要ではないでしょうか。</p> <p>【テュフ ラインランド ジャパン株式会社】</p>	<p>の改正案に合致するよう修正いたします。</p>	
<p>3</p>	<p>告示案(令和7年施行、別表第7号の改正)</p>	<p>弊社としましては緊急通報の重要性を踏まえ、複数SIM対応端末の緊急通報接続性確保に繋がる今回の規則の改正案に賛同いたします。</p> <p>なお自動切換により複数のSIM回線からの緊急通報を試みた結果、どのSIM回線でも接続できなかった場合には、それ以上の自動発呼は行わない動作が望ましいと考えます。こちらの動作を確認する内容を技適の試験項目に追加してもよいと考えますが如何でしょうか。繋がらないにも関わらず緊急通報をかけ続けてしまう場合、端末のバッテリーを不必要に消費してしまうように思います。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>本規定は複数SIM対応端末から緊急通報を行う際に、いずれかのSIMで発呼に失敗した場合でも、それ以外に通話が可能なSIMがある場合には、そのSIMでの発信を試みるようにすることを目的としています。そのため、いずれのSIMでも接続ができなかった場合のそれ以降の動作については特段の規定を設けておりません。</p> <p>なお、告示案ではどのような切替動作を行って試験を行うか分かりにくいことから、SIMに順番を付けた上で、1番目のSIMから2番目のSIMへの切替動作、2番目のSIMから3番目のSIMへの切替動作、…最後の改正案に合致するよう修正いたします。</p>	<p>有</p>

			のSIMから1番目のSIMへの切替動作を確認することを明確化いたします。	
4	告示案 (令和7年施行、別表第7号の改正)	“被検機器から接続を要求するメッセージ”について、具体的なメッセージ名を記載頂けないでしょうか？ 【メディアテックジャパン株式会社】	1つ前の手順ウに記載されているシミュレータへの緊急通報の発信時の要求を指します。 なお、関係者(登録認定機関、端末メーカー等)間の認識の共通化の観点から、試験方法の詳細等については、必要に応じ、ガイドライン等に追記して周知することを想定しております。	無
5	告示案 (令和7年施行、別表第7号の改正)	“音声通信を開始するための要求“について、要求とは具体的にどのような動作なのかを記載頂けないでしょうか？ 【メディアテックジャパン株式会社】	「音声通信を開始するための要求を拒否する旨の信号」として、PDN Connectivity Reject (Cause#33)と告示案にありますので、音声通信を開始するための要求は、PDN Connectivity Request (IMS)を指します。 なお、関係者(登録認定機関、端末メーカー等)間の認識の共通化の観点から、試験方法の詳細等については、必要に応じ、ガイドライン等に追記して周知することを想定しております。	無
6	告示案 (令和8年施行)	“被検機器が応答を受けなかった場合も、128秒以内に“の箇所について128秒の開始タイミングについて、具体的に明記頂けないでしょうか？ 【メディアテックジャパン株式会社】	被検機器が発信した後の応答を規定しており、開始時点は明確と考えます。 なお、関係者(登録認定機関、端末メーカー等)間の認識の共通化の観点から、試験方法の詳細等については、必要に応じ、ガイドライン等に追記して周知することを想定しております。	無

平成 23 年総務省告示第 87 号の一部を改正する告示案に対する意見

7	告示案 (全体)	<p>デジタル化の進展に対応した技術的条件等の在り方という観点で意見をいたします。</p> <p>最近では 2.5/5/10GBASE-T に対応したルーター等の製品がありますが、平成 23 年総務省告示第 87 号にはこれらの技術基準がありませんので、現状では「特殊な端末設備」として各事業者の技術的条件に従うよう分類されている理解です。一般的になりつつありますので、告示で技術基準を設けるべきかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見は今後の参考として承ります。	無
---	-------------	--	-------------------	---